

## 「みやざき材の家」普及促進支援事業（R5年度～R7年度）

### 1 補助対象経費

みやざき材を活用した住宅を普及させるための次に掲げる PR 活動に要する経費

- (1) 住宅建築希望者を対象としたみやざき材を活用した住宅の見学会の開催にかかる経費。
- (2) 広告、イベント等によるみやざき材を活用した住宅の魅力を発信する広報活動にかかる経費。

### 2 これまでとの変更点

- ・産直団体加盟企業を拡大するための活動の項目が削除され、住宅建築希望者を対象としたみやざき材を活用した住宅の開催、広告、イベント等による産直住宅の魅力を発信する広報活動のみに補助項目を変更しております。

→要件については今までと同様ですが、ホームページの作成・管理等 HP にまつわる事業費についての費用は補助対象外となりました。

→ノベルティ作製について、見学会等(産直住宅をお客様へ見せる場合)において配布するノベルティの作成費については補助対象経費となりますが、ノベルティ作製のみは対象外とします。

→事業を活用した住宅の県産材等使用証明書（要領様式第1号）の提出をお願いいたします。

→産直団体加盟企業への働きかけの活動についての項目が今年度から削除されたため、産直住宅の PR 経費のみが対象となりました。

- ・事業見積書等の写し（積算書）の添付

→補助金内示申請時に見積書や積算書を添付して頂くことになります。また、補助金交付申請時には県内に事業所を有する都城地区プレカット協同組合、ランバー宮崎協同組合、(株)高嶺木材の納税証明書と特別徴収実施確認（様式3号）を計画書に添付をお願いいたします。

- ・補助金の上限額

→これまで1/3以内、上限額は定めておりませんでした。今年度から1/3以内上限額40万円とします。また、募集状況によっては補助金額の調整を行う場合があります。

### 3 補助対象期間

R5：補助交付決定日から令和3月上旬

※3月20日までに実績報告を提出いただける分までの事業が対象です。